

(趣旨)

第1条 この規則は、筑前町自然環境保全条例（平成17年筑前町条例第88号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規制範囲内における行為の協議申請書)

第2条 条例第3条に規定する規制範囲内において事業活動を行う者で、条例第4条の規定による協議をしようとするもの（以下「協議者」という。）は、次に掲げる当該協議申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 工作物新築（改築、増築）協議申請書（様式第1号）
- (2) 木竹伐採協議申請書（様式第2号）
- (3) 鉤物掘採協議申請書（様式第3号）
- (4) 広告物設置協議申請書（様式第4号）
- (5) 水位（水量）に増減を及ぼさせる行為協議申請書（様式第5号）
- (6) 土地形状変更協議申請書（様式第6号）

2 前項の申請書には、位置図、平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図等、施工方法の表示に必要な図面及び書類を添付しなければならない。

(関係住民の同意)

第3条 前条における協議者は、町との協議が整った場合は、関係住民の同意書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(同意)

第4条 町長は、前条の規定により関係住民の同意書が提出されたときは、協議者に対し、同意通知書（様式第8号）を交付するものとする。

(同意事項変更申請書)

第5条 前条の規定により同意を受けた者が、当該同意事項を変更しようとする場合は、変更協議申請書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請が施工の位置又は施工の規模及び構造に係る場合は、変更の内容を明らかにした図面等を添付しなければならない。ただし、建築物の内部構造等軽易なものについては、この限りでない。

3 第1項の規定により変更協議申請書が提出され同意する場合は、前2条の規定を準用する。

(変更命令)

第6条 町長は、条例第8条に規定する自然環境破壊防止措置が十分でない認められる場合は、変更命令書（様式第10号）により措置の変更を命ずるものとする。

(命令)

第7条 町長は、条例第9条及び第10条の規定に従わない場合は、命令書（様式第11

号、様式第12号)により措置を命ずるものとする。

(適用除外)

第8条 条例第4条のただし書の規定により、協議を要しない行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 林業及び農業用に栽培した木竹を伐採すること。
- (2) 自家用のため木竹を伐採すること。
- (3) 溝、いせき、水車、風車、水槽等の新築、改築又は増築すること。
- (4) 門、生け垣等を新築、改築又は増築すること。
- (5) 社寺、境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築、改築又は増築すること。
- (6) 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉋物を掘さくし、又は土石を採取すること。
- (7) 法令又は条例の規定により、保安の目的で広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。
- (8) 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。
- (9) 国、地方公共団体その他公共団体等が行う開発行為その他公益上必要な施設のための開発行為
- (10) 自己用の居宅を建築する場合
(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。